

農業委員会日常業務のQ & A (ver.4)

～ 農業委員会事務局における日常業務推進上の課題・問題点に対する
具体的な取り組み事例～

全国農業委員会職員協議会

平成 22 年 3 月

= 目 次 =

農地関連業務関係..... 1

担い手関係..... 6

農業委員会の運営等..... 7

別添)「農業委員会業務・運営等の相談・連絡カード」
による相談(抜粋)..... 11

農地関連業務関係

1

農地法第3条第2項の全部耕作要件について、現在所有地の耕作確認については農地基本台帳を基に行い、8/1調査において耕作と申告しているものについては耕作として取り扱っていますが、実際に耕作を行っているか不明な事例がありました。耕作確認についてどのように行っているか教えてください。

【具体的な対応方法】

農地基本台帳に不耕作と記載されている農地及び農地基本台帳には不耕作の記載がない農地であっても、許可申請時に所有地の現況等を確認する際、不耕作と思われる農地は、職員による現地確認を行っている。

現状では申告に基づき耕作と取り扱っている。生産調整部分もあり、不明な部分があれば、担当農業委員等の状況確認及び関係機関に確認、また、最終的には耕作証明書発行時の確認等となっています。

農地法第3条取得の場合、申請者の農家台帳記載の総ての農地を現地確認を行っております。

農地法第3条第2項の全部耕作要件については、耕作放棄地全体調査の結果を基に耕作確認をしており、不耕作と思われるものについてのみ現地確認を行っている。

直近の航空写真でも確認している。本人及びその世帯員が耕作しているかどうかは地元の農業委員の判断による。

不明確な事例についての耕作確認は、地図情報システムを参考に耕作状況を確認し、その後現地確認が必要ならいたします。

基本的には農地基本台帳によるが、不明確な事例については、水稻細目書、JAの出荷証明などの資料を求めるとして、耕作確認をする。

農地基本台帳に、課税現況地目を掲載しており、その地目が農地以外になっているものについては、現地調査を行っています。

2

比較的労力を要することなく農地に復元可能でありながら農地として利用されない土地が多くありますが、当地域では米・麦・大豆を主体としています。こうした農業体系の中で、よい解消策はありますか。

【具体的な対応方法】

一部地域では、このような農地に山菜等の栽培も検討しているようですが、農家の減少、高齢化があり、今の状況ではあまりよい解消策とはなっていない状況です。また、地元の食材を好んで食べられる郷土料理教室等を女性農業委員が市内各所で開催し、地産地消が将来につながる活動も実施中です。

水田は大豆、飼料用米、作物飼料作物（牧草）飼料作物（WCS）などの転作補助対象作物を作付けしていますが、畑（砂丘畑、普通畑）については事例なし。今年の一部の砂丘畑に農業委員会で試験的にサツマイモを栽培中。農業経営が成り立つ農作物でなければ、耕作する意欲も湧かないと思われるので難しい課題となっている。

田については貸借による例が多いですが、畑においては耕作条件不利地や高齢化により遊休農地化が多くあり、農地として利用されない状況にあります。また、市単独事業の遊休農地対策助成金制度とあわせて、県の農地利用推進作物（山菜等）やそばの作付けを説明しております。

ある程度、規模が大きく耕作できる作物がなかなかないので、特に解消策はありませんが、本市では、田は水稻のほかに「レンコン（498ha）」が、畑は「常陸秋そば（42ha）」等が作付けされています。

緑肥作物のヘアリーベッチ（1年草のマメ科）を遊休農地対策として奨励しております。本作物は、冬期間は生育しており飛砂防止、夏期間は枯れて敷草状となり雑草を抑制します。土壌はアレロパシー作用により窒素を固定し肥よくします。

耕作放棄地対策や違反転用未然防止の観点から、地力増進効果が期待できる景観作物の作付を推奨しております。

一部ではありますが、砂丘地の遊休農地で「繁殖和牛の放牧」を試みておりますが、8月に始まったばかりで成果はこれからです。

栽培が比較的容易で獣害にもあいにくいアマワラビの普及に向けた活動を進めている。

労力支援として、農業サポーター制度を導入し、営農継続、再開を支援している。

当地区は、中山間に農地が点在し又高齢化が進み労力のいらぬ作物として大葉・ニラを主体である。

相続未登記の農地が遊休農地化している場合で、相続人では管理できない旨の回答がよくあります。また、賃貸借の設定を進めようとしても、相続人同士(兄弟など)の関係が好ましくなく、話を進まない場合もあります。このような場合のよい対応策はありませんでしょうか。

【具体的な対応方法】

この件に関しましては、正直当農業委員会としましても同様に苦慮しているところでありますが、管理面についてはその地元の農業委員等を通じて同集落内に管理委託をするなどどうでしょうか、と思います。また、相続人同士の関係については、農業委員会の業務ではないと思いますので直接的な介入は無理ですが、出来る限り相談に対応するくらいだと思います。

同様の事例は、多々ありますが遊休農地解消の観点から地域(農家組合)で草刈り等の保全管理をお願いしています。環境美化条例に基づき指導している。

このまま放置されれば、一層荒廃が進み、農地への復元が不可能になるので、地区の農業委員や農家組合長等にも協力して頂きながら、相続人代表者等に働きかけて、利用権設定につなげていく。また、未登記では、責任の所在があいまいになるので、なるべく早く、相続登記して頂くよう働きかける。

何度も対話することだと思います。農業委員会事務局職員が、単独で相続人のお宅へ訪問するのではなく、集落の代表又は、親戚・知人の立ち会いの下、農業委員会業務活動等の相互間の権利関係理解してもらうまで話す。万一、それでも兄弟関係が好ましくないと判断された場合は、法律の専門家へ相談されるよう促した方が良いでしょう。

地図情報や農地情報の共有化を進めることは、今後の農地政策を効率的に進める上では有効であると思われるが、農地の所有者にとっては、情報の漏洩が心配される点だと思われる。

特に賃貸借関係については、賃借料などのあまり知られたくない情報なども含まれており、農家の同意を得ることは非常に困難だと思われるが、その具体的な対応策はないものでしょうか。

【具体的な対応方法】

当町の個人情報保護条例では、事務が必要で相応の理由がある場合は良いという規定があり、この条例を基に同意を得ませんでした。お問い合わせの市町の個人情報保護条例には、事務上必要な相応の理由で免除、のような文言はないのでしょうか。過日、前述のような内容があれば各農家から同意を得ずに共有を図っても良いという内容で、通達が来ていたと思います。

農地転用許可を要しない農地法施行規則第5条第1項の場合において、法律の条文上は、耕作の事業を行う者がその農地を「その者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため」または「その農地(二アール未満のものに限る。)をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合」とありますが、農道・水路・農業用倉庫以外に、どのようなものを該当させていますか。

【具体的な対応方法】

ため池、防風林、畜舎、温室、堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設、農業用倉庫など

防風林、2アール未満の農機具格納庫・堆肥場・作業所及び休憩所

農業用施設については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条の規定を準用している。

相続登記前に転用届出を申請する場合、遺産分割協議がなされている場合となされていないとで、それぞれ具体的にどのような書類の提出を求めていますか。(例;遺産分割協議書の写し・戸籍・住民票・印鑑証明等)

【具体的な対応方法】

相続登記前の許可について法務局に相談した事があり、その際「相続登記完了後に転用申請を行ったほうが良い」とアドバイスを受けたことがありました。そのため、協議がなされていない場合は、協議後に申請するよう助言しています。協議がなされ相続登記完了後の申請の場合は、通常の転用申請の添付書類と同じです。

協議がなされていない場合、相続人全員の同意書、印鑑証明書、戸籍・住民票等、相続関係図を提出。協議がなされている場合には、遺産分割協議書の写しを提出。なお、一時転用に限って認めている。

協議済みの場合:遺産分割協議書の写しと相続予定者の印鑑証明および通常申請時の添付書類、協議未了の場合:法定相続権人全員の印鑑証明書および通常申請時の添付書類

分割協議済みの場合は、協議書の写し(協議確定後に限る。)を添付する。それ以外の場合は、相続人全員の同意書(実印押印・印鑑証明書添付)、相続人を特定するための戸籍関係資料(戸籍謄本・除籍謄本・改正原戸籍謄本等、及び場合によっては相続人の関係を示す系図)の添付を求めている。

違反転用の対処法として、原状回復措置、追認許可、罰則適用などが考えられますが、対処基準を具体的に定めていますか。またその内容はどのようなものですか。(例；建築物のように原状回復が困難な場合は追認許可)

【具体的な対応方法】

違反転用事案の取扱い要領を制定している。内容：運営委員会(会長、会長職代、農地・農政部長、両部会長職代)が事情聴取を行い、違反者による農地復元計画書の提出を求める。計画どおりに復元がなされない場合及び計画書の提出を拒んだ場合は、速やかに違反転用事案(農地部会の決定を経て県知事に報告)として扱う。

県作成の違反転用是正マニュアルに従っている。事案が発生し、市だけで対応が困難であれば、県と事案ごとに相談しながら指導している。

事務処理要領を定めている。 ・第1種農地(圃場整備済み)・・・現状回復を指導 ・農振農用地区域・・・原則、現状回復を指導 ・その他の農地・・・原則、現状回復を指導。ただし、転用許可見込みがある場合は、転用手続の指導を考慮する。

非農地証明の取扱いができない場合、長期にわたり無断転用していた土地の扱いについてはどうしていますか。(当県では、昨年、現況確認証明の基準が変わり、山林・原野以外は20年以上非農地利用していても、非農地である旨の証明はしないこととなった。)

【具体的な対応方法】

非農地証明は、無許可での転用行為により非農地利用されているものは、利用期間に関係なく対象外としている。ただし、無許可での山林転用の場合で、周辺の状況から農地へ復元しても継続的に利用できないと認められる土地で、既に山林の様相を呈し、かつ追認許可が見込めない場合は例外としている。

山林以外については、家屋登記簿、税務課税資料等の公簿上での20年経過を確認できる場合以外は、非農地証明は、発行していません。

天災地変等の自然現象によるもので農地等に復旧することが将来においても不可能と認められる。その土地が、何等かの原因で非農地となってから20年以上経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく農地以外となった実情及び実態が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたものについて非農地証明取り扱いとしています。

「山林・原野」かどうかを問わず、20年以上非農地利用されている事実があり、近隣者等からもその旨を証する証明書があれば、非農地として認めております。ただし、悪意のある長期の無断転用については、非農地証明すべきでないと考えております。

非農地証明は、10年以上非農地利用として経過し、農地への復元が容易でない土地を対象としていますが、当該無断転用が他法令(都市計画法・建築基準法等)に抵触する場合、非農地証明を交付していません。

県農林水産部長通知に基づき、「人為的な潰瘍地で転用の事実行為から20年以上経過しており、他法令による許認可を受けている場合又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる場合」においては非農地である旨の証明を行っている。

許可(3~5条)申請の際、近隣にある送電線用鉄塔の維持管理のためとみられる地役権が申請地に設定されている場合、設定者の同意を要していますか。

【具体的な対応方法】

3条...受人からの確認書(地役権設定の承諾書)、4条...地役権設定者の同意書(申請内容が地役権に影響ないと認められる場合には、申請者からの聞き取りで対応する場合もある)、5条...上記2つ。

電力事業者への照会で「同意書」は、発行しない旨の回答がなされております。このため、権利の侵害が想定される4条及び5条の転用事案において、転用者から「地役権」を侵害しない転用である旨を書面で担保しております。

3条においては原則不要、ただし地上権の設定(登記内容)によっては許可申請者に対し、地上権設定に確認を指導しています。4条5条については、同意書を添付させています。

農業生産法人としての要件を欠くおそれがあるという事実が発覚してから、その法人に対し勧告するまでの間に、要件を回復するよう一定の猶与期間を設けていますか。設けている場合、その期間はどの位ですか。

【具体的な対応方法】

年1回の生産法人の報告書の提出がない場合等1か月程度の猶与期間を設けています。要件を欠くケースはこれまでにありません。

耕作放棄地の調査（パトロール）をどの時期に行っていますか。（国の策定した全体調査の要領では8～9月となっているが、雑草が繁茂する時期であり、草刈を行って管理している土地であっても、タイミングによっては耕作放棄地として捉えてしまう恐れがある。）

【具体的な対応方法】

当委員会では、水稻の収穫後に実施している。

9月の稲刈前に行い、境界・位置等不明な点がある場合10月ごろに再調査を行っております。確かに収穫後の畑で雑草が繁茂している場合もありますが、繁茂状況（野菜等を作付した痕跡）で判断する場合や再調査（次年度）になると考えられます。

前期農地パトロールを7月中旬に実施。後記パトロールは10～12月実施予定。

やはり重点的には7～8月に農地パトロール等で調査を行っています。雑草が一番元気の良い時で紛らわしい事は確かです。ただし、毎月転用案件や3条売買での現地確認の際に、周辺の農地のパトロールも兼ねて委員から調査してもらっていますので、早期の耕作放棄地の発見につながっています。

耕作放棄地全体調査において、筆界や域界が確定していない未国土調査地の調査についてどのように対応していますか。

【具体的な対応方法】

土地所有者の立会を基本とし、地区担当農業委員と職員で確認。当市では国土調査未実施地区が多いため、対象農地の近くの農家からも所有者を聞き取りしながら所有者を確認した。

未国土調査地についても耕作放棄調査は実施しています。調査後は、地権者と思われる方々にアンケート調査を実施して地権者の洗い出しをしています。

農地への土盛（いわゆる農地改良）についてどのように対処していますか。（例；要綱等を定めているか、届出や許可制としているか、独自の基準を設けているか、事後確認しているか）

【具体的な対応方法】

要領等は定めていませんが、残土等による盛土等（無断転用と思われるもの）の情報があった場合には、現地調査と所有者への目的等を確認し対処している。

田から畑に変更したい場合は、事情を確認のうえ届出を指導している。届出には土を何m盛るのか、その時期及び場所を記入してもらっている。本人から完了の連絡があった場合は必ず現地確認を行っているが、特に要綱等は定めていない。

農地転用許可を伴わない現状変更届出指導要綱を定めている。現状変更の届け出をし、受理後に着手、完了後に報告（写真）を提出してもらっている。疑義があれば現地確認する。

「農地改良指導要綱（昭和60年4月施行）」に基づき、届出として対処しております。改良届出書（地区担当農業委員の確認印／現況写真／周辺土地所有者からの同意書／施行業者の誓約書）・改良完了報告書（地区担当・農業委員の確認印／施行後の写真）

要綱・基準を定め、届出（受理）制としております。改良事業が完了した際に「完了届」の提出を義務づけており、通常はこれをもって事後確認としております。ただし、何らかの問題が発生した場合は、施工中であっても現地を確認して改善指導を行っております。

農地所有者又は耕作者が1000㎡以下で3ヶ月以内で完了できるもの（建設残土を使用する場合は200㎡未満でも一時転用となります）は、届出制としております。申請書には、案内図・平面図及び縦・横断図・公図を添付。また、現況地盤高、計画地盤、覆土の厚さの明示させています。書類審査が通れば「農地改良届出済標識」を渡して掲示させています。完了後は農地改良完了届（写真添付）を提出させ事務局も確認しています。必要により指導を行います。

都の農地転用許可要綱の一時転用に基づき、農地改良許可基準を設けている。また、市の残土条例や都の自然保護条

例と調整する。

まず搬入する土がどのような性質のもので判断します。全て耕土であれば農地改良ですが、工事残土が搬入されるときなれば5条一時転用申請を求めています。農地改良の場合、当委員会では農地改良届出書の提出を求めており、この場合も土盛りの高さなど基準を設けています。

谷あいにある狭小な複数の農地を、同時期に切り土又は盛り土して形状変更を行う大規模な農地改良工事については、平成5年から平成7年までは本市要綱による届出制としていたが、産業廃棄物等の投棄場所にする事例が発生したため、国・県からの指導の下、平成10年以降は農地法第4条または5条の一時転用許可制としている。

県の基準に準じており、軽易な農地改良については届出としている。次の基準をすべて満たす場合。1,000㎡以下、工事期間3ヶ月以内、盛土、掘削が1m以下。

14

遊休農地の管理指導について、指導通知等で応じない場合、どのような指導を行っていますか。また、耕作放棄地全体調査について、どのような調査方法で行ったのか教えてください。

【具体的な対応方法】

継続反復して指導を行うこととしています。委員で構成する地区調査会毎に地区内の調査が行われ、該当地を図面上に記し事務局に提出されます。事務局で地番等を確認後、農政課へ報告し、農政課ではそれに基づき再度現地を確認し、調査完了となります。

改正農地法による「遊休農地」である旨の通知しかないのではないか。全体調査は、農業委員が担当地区毎現地調査を行い、図面（住宅地図）に色塗り 事務局で公図と照合し、地番を特定 基本台帳に「遊休農地（赤）」等と記載 の手順で行った。また、山間地で現地確認が困難な箇所は航空写真による判定も併用した。

指導通知等でも改善されない耕作放棄地については、個別指導により地権者宅へ出向いて改善依頼をおこなっています。また、全体調査については、昨年、各区の農業委員会事務局が中心になり、耕作放棄地対策プロジェクトチームを立ち上げ、関係機関と連携し、全体調査を実施しています。

農地基本台帳を基本に共済再細目書（耕作台帳）を突合し、突合出来ない地番を耕作放棄想定地番として、地番の付された航空写真に落とし込みを行いながら現地調査と並行しながら判定作業を行った。

通知文書で連絡等ない場合は、農業委員等が直接出向いて指導している。不在地主については、電話番号がわかる範囲で農業委員等が連絡をとって指導している。耕作放棄地全体調査については、過去の調査書及び航空写真を利用して、農業委員及び農地流動化推進員が担当地区を調査した。

耕作放棄地全体調査は、農業委員を地域別に班分けして（7班）事務局と一緒に、農業振興地域農用地と周辺農地を中心に調査をおこなった。その後アンケートにより、所有者・耕作者に対して面談により意向調査を行い、解消の計画をたてている。

15

農地基本台帳の整備において農家へ農地の利用状況の調査を実施したいと考えていますが、調査する項目（利用状況、世帯状況、所有農機具等）はどこまでが適当でしょうか。また調査票の回収方法はどのようにおこなっていますか。

【具体的な対応方法】

機械の保有状況、家畜の飼養状況、主要販売作目状況、今後の経営意向、組織への参加状況、畜舎等の施設状況。農業委員の選挙人名簿調査時に合わせて配布回収を行った。

毎年、農地基本台帳確認申告書（農地基本台帳記載内容全て）を10a以上耕作している農家に送付し、内容を確認してもらっています。回答は、返信用封筒を同封し、返送してもらっています。

農家台帳申告書では、大きく分けて 経営農地の筆別表（貸借区分、耕作状況等）、世帯員及び就業（生年月日、従事日数等）、営農の状況（主要農機具・農用施設等）の3項目としている。回収方法は、提出期限を設けたうえで、農業委員会へ提出（または市民センター等へ提出させ、提出された申告書は農業委員会が回収している。）させている。調査項目は、世帯員及び就業状況 所有地及び耕作地の状況 作付け作物及び面積 作付果樹等及び面積 家畜等飼育状況 農機具所有状況 農業施設 自作地一覧 貸付地一覧（貸付・売却希望） 借受地一覧（耕作・休耕の有無）。配布及び回収は農業委員から農業協力員に依頼し、農業協力員が配布及び回収し農業委員さんのところに持って行き事務局に提出。不在村地主は郵便による配布・回収。

調査する項目は、5年後、10年後を見据えた調査にすべきで、利用状況に5年後、10年後にはこの農地はどうなるのかの調査項目を入れた方が良いと思います。また、回収方法については、当町もJAの各支所に調査票回収箱を設置したりしましたが、回収率は伸びませんでした。一番良い方法は、調査票を地区担当の農業委員に渡し、農業委員により戸別に調査をお願いする方法だと思っています。

農業生産法人の立ち上げにあたり、要件確認など特にどのような点に注意しているか教えてください。
また、行政書士等の書類不備が増加傾向にあり、行政書士会を通じた周知徹底などを行っている農業委員会はありますか。

【具体的な対応方法】

農業生産法人立ち上げの相談に対しては、特に構成員要件には注意するよう指導している。行政書士等が作成・提出する書類の不備については、その都度指摘しており、行政書士会に周知を依頼したことはないが、体制や制度の変更に係る周知は、行ったことはある。

行政書士会支部員に転用申請等の講習会を実施し、書類不備が減少しました。

農業生産法人立ち上げにあたっては、定例会に出席してもらい現況説明と今後の事業展開について説明を依頼している。行政書士会には今年度必要書類の改正をしたため、改めて通知するとともに、農業委員への説明や隣地への承諾等注意事項を通知した。

農業生産法人の4要件について確認書を作成し確認。法人の登記簿の作成には係わっていない。書類不備については、窓口及び行政書士会との研修会の際、添付書類について周知している。

法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認するとともに、農作業に必要な農機具、農業用施設の所有状況の確認を行う。行政書士会への周知徹底は行っていない。

株式会社の場合、農業に従事する取締役が株主か、農作業に従事する取締役が株主か。株主名簿と商業登記簿を確認する。農業に従事する日数は自己申告だが、農業委員との面談させ、そのなかで現実性をみている。取り扱い事項の変更がある場合は、行政書士会の地域の支部に通知すると、支部会員にFAXを流していただける。また、年1回程度、支部の研修会に講師として呼ばれることがあるので、その中で注意喚起を行ったこともある。

農業生産法人報告書の内容及び添付書類等により、農業生産法人要件確認書のとおり、全項目をチェックしております。行政書士会からの依頼で、研修会を行っています。

法人として、農業を継続して行っていくかどうかを詳細に検討する。内容が適切でない場合、再考を促し、再度説明を行ってもらい、納得するまで話し合いを行う。収支及び労力並びに技術的なところや生産する作物や規模、販売先の確保が主に問題となる。法人を主宰する人に必ず来てもらって説明を受けることとしているため、書士からの間接的な話での判断は、行っていない。

作業委託している農地を農地基本台帳等で管理していますか。
また、定期的に調査等を実施しているかどうか教えてください。

【具体的な対応方法】

作業委託価格の調査は定期的に実施していますが、作業委託している農地を農地基本台帳等で管理はしていません。

担い手関係

農業後継者対策の一環として、結婚相談事業を行っていますが、成婚が難しい状況にあり、今後の活動について具体的な方策に苦慮しています。同様の事業を行っている農業委員会の取り組み状況や課題等について教えてください。

【具体的な対応方法】

当委員会では、結婚相談事業ではなく、今年度から地区農業委員連絡協議会との共催により、農業に興味のある独身の男女による農業体験交流会を始めた。年2回の開催予定で、第1回目は6月14日に開催し、大豆の播種作業・いちご狩り・バーベキュー交流を行った。参加者は男女各18名計36名。第2回目は11月1日の予定で、稲刈り・リンゴ狩り・バーベキューを行う予定である。

結婚相談員を委嘱し、結婚を希望する登録者に対し情報を提供し相談事業を推進しています。また、新たな登録者の掘り起こしにも努めています。さらに、独身成年男女のふれあいの場となるイベントとして、年2回、夏には野外で農業体験のできる交流会を、冬には飲食店等で懇親を兼ねた交流会を企画・実施しています。ただ、イベント後のフォローが難しく、当事者の積極性も希薄で新たな方策や斬新な企画が必要なのではと苦慮しています。

現在、当該事業行っているが運営や活動事態が難しくなっており、民間企業等の利用（委員会では関知しない）を考えている。

結婚相談事業は協議会が廃止されたので、県が実施する事業への参加について「地域結婚サポーター」となっている

農業委員を通じて、未婚の後継者等へのPRを依頼している。
結婚専門相談員は7名で、結婚相談日は年間9～10回である。相談日に本人か家族に来てもらい話を聞いている。
登録制になっているので、登録台帳を事務局に提出頂いている。現在登録者は63名であるが、女性の登録者が少なく年齢も上がってきており相手を見る目も肥えてきているのでなかなかお見合いまでこぎつけることが難しい状況になっている。

2

新規就農者の中で、有機無農薬農法を指向する者について、農地の幹旋の際、在来農法の農地と隔離する等、特別な指導や対応を行っていますか。

【具体的な対応方法】

無農薬農法は、周辺の田畑へ悪影響を及ぼすことも多く、また周辺農地で散布された農薬が、無農薬栽培の農地に風で流れていくことも考えられるので、その旨を説明します。また、新規就農者に無農薬栽培はハードルが高いとも思われるので、栽培に着手する前に普及指導室等と相談することを勧めます。

有機無農薬農法を指向する相談があった場合には、予想されるトラブル等十分に検討して農地を選定するよう指導しています。なお、「あっせん」の実績はありません。

県の特別栽培基準、国の有機栽培認定を受けるためには、その認定基準について、よく理解してから行うように、また、近隣の農家の理解を得るように指導している。

農薬を使用した履歴の無い土地とか、近隣の農地の農薬の飛沫が無いところを選ぶようにしている。

農業委員会の運営等

1

国より総会議事録のHP等への掲載が指導されていますが、掲載する場合、又は掲載を行なっている場合、個人情報を除いた議事録としていますか。それとも、個人情報も含めた議事録としていますか。

また、議事録は、要約することなく詳細に作成するよう指導がなされていますが、詳細に作成している場合、関係者（申請者）等から何らかの問い合わせ等があった事例がありますか。

【具体的な対応方法】

農地に係る許認可等については毎月農地部会で審議していますが、その際、委員からの質問は、受付番号等で行われており、会議の中で個人を特定するような発言はされていないため、議事録をそのまま掲載する予定としている。

会議の運営は、個人が特定される表現を避けて行っておりますので議事録にもそれが反映されております。また、要約しないでそのままの内容となっております。議事録は本年5月よりHPにて公開しておりますが問い合わせ等は現在のところありません。

現在はHPの掲載を行っていないが、掲載することになれば個人情報は除いたものになる。議事録の作成については、詳細に作成しているが関係者からの問い合わせ等の事例はない。

現在HPへは、個人情報については除去したものを掲載している。また、問い合わせの事例はありません。

HPへの掲載は行っていない。広報誌で公表していることを周知したが問い合わせなし。

HPには事務局の窓口で議事録を縦覧していることをお知らせしている。その議事録は個人情報も含まれたままのものでありますが、関係者からの問い合わせ等の事例はありません。

2

当農業委員会では、農地転用関係事務の事務委任を受けていますが、違反転用に対する処分について苦慮しています。

専門的対策など県の指導及び協力を得たいと考えておりますが、他の農業委員会ではどのような状況でしょうか。

【具体的な対応方法】

農地法によるものは農業委員会で、農振法が関係した場合は産業振興課を交え、また都市計画法が関係した場合は建設課を交え、歩調をそろえて対応しています。

当事務局も今年度から事務委任を受けていますが、当地域の振興局の担当は非常に協力的で、今後も協力して対応する旨を約束していただいています。

特に指導要領等は定めていませんが、是正指導については、該当事案の早期発見、早期対応が不可欠です。違反転用事案を発見した時は、直ちに現地調査を行い、土地所有者や事業計画者などの関係者からの事情聴取、必要に応じ関係各課との協議、違反内容の検討を行ない、農地部会にて是正方針を決定します。この方針に基づき、工事停止等の文書勧告や弁明通知書の送付。周辺農地への被害防止の指導。違反転用者が勧告に従わない場合は、周辺農

地への被害防除、弁明の内容、違反状況などを総合的に勘案し、是正のための積極的な行政処分（農地法第 83 条の 2 の規定による許可取消や原状回復命令）を行っています。

3

農地部会(または総会)で農地法に基づく農地の権利移動関係の議案を審議する際に、小委員会等で事前に提出議案の審査・協議を行っていますか。もし行っている場合には、その協議内容等も含めてご教示下さい。

【具体的な対応方法】

農地転用等事前調査会(農地部会員(部会長職代が委員長、副委員長、輪番制による委員 2 名))の設置及び調査に関する基準を設けており、転用許可申請(1,000 m²以上)、適格証明願、18 条許可申請、非農地証明願、違反転用事案、新規就農希望者による 3 条許可申請等について、現地調査及び申請者からの聴き取り調査を行い、他は書類審査により、その結果を農地部会に報告し審議に付している。

総会前の事前審査として、議案審査会(会長及び会長代理職が出席) 事前調査会(会長代理のほか各地区からの当番委員 5 名で構成)を実施しております。内容は、申請事項を詳細に検討、場合によっては現地調査を実施し、総会で承認できるかどうかを審査します。

一定以上の転用面積のある農地転用案件については、現地調査を農業委員とともに行い、その際に質疑応答を行い、その場で説明協議し回答を行っている。また、部会の際には、現地調査の際にあった内容をふまえ、議事説明に反映させている。

総会前に調査委員会設置要領による調査委員会を開催し、申請者からの聞き取りにより調査対象事案を審査しています。

4

農地基本台帳の更新時に、市町村部局が所持している生産調整、農地・水・環境保全向上対策、中山間直接支払制度のデータ等、農地に関するデータの突き合わせや更新をしている農業委員会があれば、その方法等について教えて下さい。

【具体的な対応方法】

生産調整のデータももらい、農地基本台帳に反映させている。

農地水環境保全向上対策並びに中山間地域等直接支払制度の事業実施区域の突合を行っている。

5

個人情報の制限により、他部署との情報共有化ができなくなっています。他の農業委員会での状況や情報の共有化に支障が生じている農業委員会における対応等について教えて下さい。

【具体的な対応方法】

当市の個人情報保護条例および保護管理規定では、他部署での目的外使用に関する手続きを定めており、担当部署および保護管理者(副市長)と協議のうえ目的外使用が可能となっています。

市個人情報保護条例(平成 16 年 3 月 31 日条例第 7 号)に基づき、個人情報保護責任者の許可を得て、他部署の情報を利用していますので、他の部署との情報の共有化等に支障が生じている事例はありません。

行政情報利用協議書を取り交わし、条件を附して情報を共有しています。

固定資産課税台帳・産地確率対策等との連携ができないため、電話等の問い合わせで対応している。

個人情報保護条例の規定に基づき目的外利用の登録を行っている。(事務遂行上必要であり、本人の権利利益を不当に害するおそれがない)

6

農業経営基盤強化促進法による所有権移転で嘱託登記をする際、手数料を徴収してる農業委員会がありましたら、その金額を教えてください。

【具体的な対応方法】

1件 1、500円

1件 3、000円

団体推薦の選任委員について、選出母体から農業委員会法第15条に基づく解任請求が行われたことはありませんか。その理由としてはどのようなものでしょうか。

また、解任請求を行う文書の様式等がありましたらお示しいただきたい。

【具体的な対応方法】

農協・土地改良区における理事の改選に伴い役員辞任により解任。特に様式はないが、下記により解任請求していただいている。

町長 殿	平成 年 月 日
	推薦団体名 代表者名 印
農業委員会委員の解任について（請求）	
農業委員会等に関する法律第17条に基づき、当（団体名）推薦の農業委員会委員について、下記事由により解任くださるよう請求いたします。	
記	
1 解任請求するもの	
住所	
氏名	
生年月日	
2 解任の請求事由	
（例）役員改選により理事を辞任したため	

別添

**「農業委員会業務・運営等の相談・連絡カード」
による相談（抜粋）**

1

農地にソーラーパネルを設置したいということで、工法は不明ですが、少なくともパネルを支えるための支柱を立てることです。転用申請は必要ですか。

【具体的な対応方法】

ソーラーパネルの設置については、それなりの工事（支柱の設置、コンクリート基礎など）を伴うこと、日陰による作物への影響等が想定されるため、農地転用許可が必要であると思われます。

2

農業委員会法第8条第1項に言う「耕作の事業を営む者」となるには、実際に圃場に入り農作業を行う必要がありますか？
例えば季節雇用や家族等が実際の農作業を行い、自らは経営をするのみであると、「耕作の事業を営む者」とは解されないのでしょうか？

【回答】

経営管理等の室内業務のみを行っている経営者についても、「耕作の業務を営む者」と解されます。

3

20 経営第 5791 経営局長通知では、議事録作製にあたっては、市町村個人情報保護条例等に留意の上、審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記したものにすることとしています。

法令の縦覧規定がなければ、当然、条例が適用され、個人情報に関する事項は非公開となりますが、農業委員会法で縦覧の規定がありますので、条例の適用外となります。

現在の農業委員会法等では個人情報非公開に関する定めがありませんので、議事録には概要でなく審議過程すべてを記したものを作製し、そのまま縦覧すべきと考えます。

農地法 3・4・5 条等許可の審議に際して、個人名を出さないで審議することはナンセンスで、そのような議事録も要を成さないと考えます。

また、農業委員会法では、会議の公開と議事録の縦覧についての規定がされていますが、写しの交付に関する手続きは定められていません。

現在の縦覧については、請求者等が明らかになり記録も残るが、ホームページで公表することは縦覧とは異なり、不特定多数の人に写しの交付することとなり、条例も適用できません。

議事録をホームページで公表する方向ですすむのであれば、議事録の縦覧以外の公開手続きである写しの交付に関して、農業委員会法等の改正(法・施行令・規則の改正又は、農業委員会法の施行についての事務処理要領の制定)をするべきと考えます。

また、議事録作製に際しての個人情報保護についても、現在の農業委員会法が、会議と議事録の公開の原則がありますので、市町村の条例に委ねるでなく法等の改正(法・施行令・規則の改正又は、農業委員会法の施行についての事務処理要領の制定)により行うべきと考えます。

【回答】

20 経営第 5791 経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」のなかで、「当該議事録について市町村のホームページ等により公表すること」の解釈につきましても、農水省担当官より、「議事録については、農業委員会の審議過程の透明性を確保する観点から可能なところから市町村のホームページで公開していただきたい。少なくとも『何月の議事録ができましたので、農業委員会に来ていただければ縦覧できます』という内容を、市町村のホームページや農業委員会だよりで公表していただきたい」との説明をうけております。

個人情報の保護については、当会議所としても重要な課題として受けとめており、ご指摘いただいた農業委員会法の改正については、長期的な課題として、検討してまいりたいと考えます。

「農業委員会法の解説」(全国農業図書、16-56)110ページの法第24条の議事参与の制限の解説によると、「委員の参与を制限される議事事項は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者が関係する特定の個別的事項に限られ、全般的な事項の中で不可分の関係者となっている場合は含まれないと解すべきである。」となっていますが、農業委員会等に関する法律第5条第7項の規定に基づき決議をする場合、法第16条の規定に基づき同意を得る場合及び法第19条第9項の規定に基づき総会で決議する場合、は特定の個別的事項に該当し、議事参与の制限に該当しますか。

また、個別的事項及び全般的な事項での不可分の関係者とは、具体的にどのようなものが該当するか併せて、教えてください。

【具体的な対応方法】

農業委員会法第5条7項 16条、19条9項ともに議事参与の制限に該当すると思われます。

また、個別的事項及び全般的な事項での不可分の関係者とは以下の通りであると思われます(全国農業図書、17-36「四訂農業委員会の運営実務」問91参照)

「個別的事項」・・・自己又は同居の親族若しくはその配偶者が関係する農地の権利の設定移転の審議等

「全般的な事項での不可分の関係者」・・・委員の耕地を含む病虫害防除計画、小作料の標準額の改定等の地域全体に関する事項についての関係者